

財産形成預金規定

1【預金の預入れの方法等】

- (1) 財産形成預金（以下「一般財形」といいます。）への預入れは、年1回以上定期的に、事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引して行うものとします。
- (2) 一般財形には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) 一般財形の預入れは1口あたり100円以上とします。
- (4) 一般財形については、通帳の発行にかえ、財産形成預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を1年に1回以上通知します。

2【預金の種類、期間、継続の方法等】

一般財形への預入れは、あらかじめ指定のあった預金の型区分により次の通り取扱います。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

預入れ（後記 に定める継続を含みます。）のつど、各別の「5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）」（以下「5年スーパー定期」といいます。）とします。

同一日に預入れられた預金は、これをとりまとめ1口の5年スーパー定期とします。5年スーパー定期は、継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、5年スーパー定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。ただし、退職等により一般財形への預入れができなくなった場合は、当該理由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）以後満期日における継続を停止します。

継続を停止するときは、満期日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、一般財形は満期日以後に支払います。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

預入れ（後記 に定める継続を含みます。）のつど、各別の「3年後の応当日を予め満期日とする期日指定定期預金」（以下「期日指定定期」といいます。）とします。

同一日に預入れられた預金は、これをとりまとめ1口の期日指定定期とします。

期日指定定期は継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、期日指定定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

ただし、退職等により一般財形への預入れができなくなった場合は、退職等の日以後、満期日（預入日（継続したときはその継続日）の3年後の応当日が、退職等の日の1年後の応当日の前日以降である預金については、退職等の日の1年後の応当日の前日を満期日とします。）における継続を停止します。

継続を停止するときは、満期日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、一般財形は満期日以後に支払います。

期日指定定期の満期日は、預入日（継続したときはその継続日）から1年経過した後は変更することができ、当行は解約申出を受けた日を満期日とします。一般財形は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合、または解約されないまま前記 に定める3年後の応当日が到来した場合は、満期日の変更はなかったものとします。

3【利息】

一般財形の利息は、あらかじめ指定のあった預金の型区分により、次の通り取扱います。
なお、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以降に預入れ（または継続）される預金から適用します。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

利息は預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（または継続日）における当行所定の「一般財形の5年スーパー定期」の利率によって6か月複利の方法で計算します。

継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を第4条1項により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	前記の利率×10%
C 1年以上2年未満	前記の利率×20%
D 2年以上3年未満	前記の利率×30%
E 3年以上4年未満	前記の利率×50%
F 4年以上5年未満	前記の利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

利息は預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数について、次の預入日（または継続日）から満期日までの期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。

A 1年以上2年未満

預入日（または継続日）における当行所定の「一般財形の期日指定定期1年以上2年未満」の利率（以下「2年未満利率」といいます。）

B 2年以上

預入日（または継続日）における当行所定の「一般財形の期日指定定期2年以上3年以下」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

2年以上利率×40%

ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4【預金の解約】

- (1) 一般財形の預金口座を解約、または預金残高の全部または一部を払戻請求するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店に提出してください。
- (2) 一般財形は預金残高の一部に相当する金額を1万円以上1円単位で払戻請求することができます。この場合、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで1口ごとに次の通り順次解約します。

特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数の少ないものから解約します。

前記により最後に解約することとなった預金については、払戻請求額から前記の方法にしたがって解約した金額を控除した金額を解約します。

5【転職等の取扱】

転職、転勤、出向により一般財形の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続をすることにより、新たに取扱金融機関において引き続き預入れすることができます。

6【届出事項の変更、契約の証の再発行等】

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合の元利金の支払い、または契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約の証を再発行する場合には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

7【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8【印鑑照合】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この一般財形、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

10【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) 一般財形は、各1口の定期預金が満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、一般財形に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、契約の証に届出の印章により押印して直ちに当行に提出してください。ただし、一般財形で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前記の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

前記による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は次のとおりとします。

- (a) 5年スーパー定期の利率は、満期日の前日までの期間は、預入日(または継続日)における当行所定の「一般財形の5年スーパー定期」の利率を適用し、6か月複利の方法により計算するものとし、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。

- (b) 期日指定定期の利率は次の通りとし、満期日の前日までの期間については1年複利、満期日以後の期間については単利の方法により計算するものとします。

A 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合には、満期日の前日までの期間については預入日における2年未満利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率

B 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日

までの期間が2年以上の場合には、満期日の前日までの期間については預入日における2年以上利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率

C 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がない場合には、預入日から満期日の前日までの期間については預入日における2年以上利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11【通知等】

預金者が前記6の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

13【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

当行が指定する預金等の取引は、次の から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の から までの一つにでも該当する場合には、当行は当該取引の開始をお断りするものとします。また、次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当該取引を解約することができるものとします。当該取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
お客さまが、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他、前記AからEに準ずる者

お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

この「反社会的勢力の排除に係る規定」は財産形成預金規定の対象取引に適用されます。

財産形成住宅預金規定

1【預金の預入れの方法等】

- (1) 財産形成住宅預金（以下「財形住宅」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、その預入れは、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期的に、事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引して行うものとします。
- (2) 財形住宅には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) 財形住宅の預入れは1口あたり100円以上とします。
- (4) 財形住宅については、通帳の発行にかえ、財産形成預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を1年に1回以上通知します。

2【預金の種類、期間、継続の方法等】

財形住宅への預入れは、あらかじめ指定のあった預金の型区分により次の通り取扱います。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

預入れ（後記 に定める継続を含みます。）のつど、各別の「5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）」（以下「5年スーパー定期」といいます。）とします。

同一日に預入れられた預金は、これをとりまとめ1口の5年スーパー定期とします。5年スーパー定期は継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、5年スーパー定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

ただし、退職等により財形住宅への預入れができなくなった場合は、当該理由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）以後満期日における継続を停止します。継続を停止するときは、満期日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、財形住宅は満期日以後に支払います。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

預入れ（後記 に定める継続を含みます。）のつど、各別の「3年後の応当日を予め満期日とする期日指定定期預金」（以下「期日指定定期」といいます。）とします。同一日に預入れられた預金は、これをとりまとめ1口の期日指定定期とします。期日指定定期は継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、期日指定定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

ただし、退職等により財形住宅への預入れができなくなった場合は、退職等の日以後、満期日（預入日（継続したときはその継続日）の3年後の応当日が、退職等の日の1年後の応当日の前日以降である預金については、退職等の日の1年後の応当日の前日を満期日とします。）における継続を停止します。

継続を停止するときは、満期日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、財形住宅は満期日以後に支払います。

期日指定定期の満期日は、預入日（継続したときはその継続日）から1年経過した後は変更することができ、当行は解約申出を受けた日を満期日とします。財形住宅は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合、または解約されないまま前記 に定める3年後の応当日が到来した場合は、満期日の変更はなかったものとします。

3【預金の支払方法】

- (1) 財形住宅の元利金全部は、持家としての住宅の取得のための対価に充てるとき、もしくは勤労者財産形成促進法に定めるその他の金銭の支払に充てるとき（以下総称して「住宅の取得等」といいます。）に支払います。
- (2) 前記(1)による払出しをする場合には、住宅の取得等の日から1年以内に当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) 財形住宅の一部を持家としての住宅の取得等の頭金の支払に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前記(3)により払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。この場合、一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に残額の払出しをするものとします。

4【利息】

財形住宅の利息は、あらかじめ指定のあった預金の型区分により次の通り取扱います。なお、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以降に預入れ（または継続）される預金から適用します。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

利息は預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（または継続日）における当行所定の「財形住宅の5年スーパー定期」の利率によって6か月複利の方法で計算します。

継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を第5条により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。

	解約日における普通預金の利率
A 6か月未満	前記の利率×10%
B 6か月以上1年未満	前記の利率×20%
C 1年以上2年未満	前記の利率×30%
D 2年以上3年未満	前記の利率×50%
E 3年以上4年未満	前記の利率×70%
F 4年以上5年未満	

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

利息は預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数について、次の預入日（または継続日）から満期日までの期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。

A 1年以上2年未満

預入日（または継続日）における当行所定の「財形住宅の期日指定定期1年以上2年未満」の利率（以下「2年未満利率」といいます。）

B 2年以上

預入日（または継続日）における当行所定の「財形住宅の期日指定定期2年以上3年以下」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を第5条により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5【預金の解約】

やむをえない事由により、財形住宅を前記3による支払方法によらずに払出しする場合は、財形住宅のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

6【非課税扱いの適用除外】

次の各項等に該当した場合には、非課税の適用を受けられません。

- (1) 退職、転職等により、勤労者に該当しないこととなった場合。
- (2) 非課税限度額を超過した場合。
- (3) 預入の中断があった場合。
- (4) 勤労者財産形成促進法の規定に違反する場合。ただし、住宅の取得等の目的外のために払出される場合であっても、継続預入および重度障害の事由による場合を除く。
- (5) 海外転勤者について継続適用不適用事由が生じた場合。

7【税額の追徴】

次の各項に該当したときは、非課税の適用を受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり、遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

- (1) 住宅の取得等の目的外のために払出される場合。ただし、継続預入、預金者の死亡および重度障害の事由による場合を除く。
- (2) 住宅の取得等の目的であっても、前記3によらない払出しがあった場合。
- (3) 前記3による一部払出し後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- (4) 前記3による一部払出しの日から2年以内で、住宅の取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

8【差引計算等】

- (1) 前記7(3)の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

前記7(3)の事由が生じた日に、財形住宅を解約の上、その元利金から税額を追徴します。

財形住宅の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2) 前記(1)により解約する定期預金の利率は、その約定利率とします。

9【転職等の取扱】

転職、転勤、出向により財形住宅の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続をすることにより、新たに取扱金融機関において引き続き預入れすることができます。

10【届出事項の変更、契約の証の再発行等】

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合の元利金の支払い、または契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約の証を再発行する場合には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

11【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

12【印鑑照合】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この財形住宅、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

14【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1) 財形住宅は、各1口の定期預金が満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、財形住宅に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、契約の証に届出の印章により押印して直ちに当行に提出してください。ただし、財形住宅で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前記の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。前記による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は次の通りとします。

(a) 5年スーパー定期の利率は、満期日の前日までの期間は、預入日(または継続日)における当行所定の「財形住宅の5年スーパー定期」の利率を適用し、6か月複利の方法により計算するものとし、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。

(b) 期日指定定期の利率は次の通りとし、満期日の前日までの期間については1年複利、満期日以後の期間については単利の方法により計算するものとします。

A 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合には、満期日の前日までの期間については預入日における2年未満利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率

B 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日までの期間が2年以上の場合には、満期日の前日までの期間については預入日における2年以上利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率

C 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がない場合には、預入日から満期日の前日までの期間については預入日における2年以上利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15【通知等】

預金者が前記 10 の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

当行が指定する預金等の取引は、次の から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の から までの一つにでも該当する場合には、当行は当該取引の開始をお断りするものとします。また、次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当該取引を解約することができるものとします。当該取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
お客さまが、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他、前記AからEに準ずる者

お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

この「反社会的勢力の排除に係る規定」は財産形成住宅預金規定の対象取引に適用されます。

財産形成年金預金規定

1【預金の預入れの方法等】

- (1) 財産形成年金預金（以下「財形年金」といいます。）は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、その預入れは、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上定期的に、事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引して行うものとします。
- (2) 財形年金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) 財形年金の預入れは1口あたり100円以上とします。
- (4) 財形年金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を1年に1回以上書面により通知します。

2【預金の種類、期間、継続の方法等】

財形年金への預入れは、あらかじめ指定のあった預金の型区分により次の通り取扱います。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

受取開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から最終預入日の属する月の翌月の5年後の応当月までの間の任意の日とし、受取開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。

前記1による預金は、各別の「5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）」（以下「5年スーパー定期」といいます。）としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が5年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りし、その預金に中間払利息が発生する場合には、その利息を年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。また、預入日から年金元金計算日までの期間が5年超5年1か月未満のときも、同じく1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。

同一日に預入れられた預金は、これをとりまとめ1口の自由金利型定期預金（M型）とします。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

受取開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から最終預入日の属する月の翌月の5年後の応当月までの間の任意の日とし、受取開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日応当日を「特定日」とします。

前記1による預金は、各別の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。

特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動継続します。

この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することができません。

同一日に預入れられた預金は、これをとりまとめ1口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。

3【預金の支払方法】

財形年金は、あらかじめ指定のあった預金の型区分により次の通り、年金元金計算日に分割し、受取開始日以後5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

すべての自由金利型定期預金(M型)の元利金の合計額を「年金計算基本額」とします。

1) 年金計算基本額をあらかじめ指定された受取回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする20口の自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。

2) 年金計算基本額から前記・により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額を元金として、1口の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。

3) 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。なお、振込により入金する場合には、入金の都度所定の振込手数料をお支払いください。

4) 前記・において、指定された預金口座が解約されたときは、通知することなく、当店に普通預金口座を自動的に開設し、この普通預金口座に元利金を入金します。この普通預金口座は別に定める「普通預金規定」により取扱い、かつ届出印鑑はこの財産形成年金預金口座の届出印鑑を兼用するものとします。

定期預金(継続口)は、満期日に前記 に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記 に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された受取回数」とあるのは「あらかじめ指定された受取回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余回数」と読み替えるものとします。ただし、残余回数が20回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期が到来したものとし、その元金と自由金利型定期預金(M型)の元利金の合計額を「年金計算基本額」とします。

1) 年金計算基本額をあらかじめ指定された受取回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。

2) 年金計算基本額から前記・により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。

3) 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。なお、振込により入金する場合には、入金の都度所定の振込手数料をお支払いください。

4) 前記・において、指定された預金口座が解約されたときは、通知することなく、当店に普通預金口座を自動的に開設し、この普通預金口座に元利金を入金します。この普通預金口座は別に定める「普通預金規定」により取扱い、かつ届出印鑑はこの財産形成年金預金口座の届出印鑑を兼用するものとします。

定期預金（継続口）は、満期日に前記 に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記 に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された受取回数」とあるのは「あらかじめ指定された受取回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余回数」と読み替えるものとします。ただし、残余回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することができません。

4【利息】

財形年金の利息は、あらかじめ指定のあった預金の型区分により、次の通り取扱います。なお、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以降に預入れ（または継続）される預金から適用します。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

利息は預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数が5年の場合は、預入日（または継続日）における当行所定の「財形年金の5年スーパー定期」の利率によって6か月複利の方法により計算し、預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数が5年未満または5年超の場合は、当行所定の自由金利型定期預金（M型）の利率によって計算します。

継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を第5条により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。なお、期間5年のもののみ6か月複利の方法により計算します。

1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までを満期日とした預金

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	前記 の利率×50%
C 1年以上3年未満	前記 の利率×70%

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

2) 預入日の3年後の応当日を満期日とした預金

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	前記 の利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	前記 の利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	前記 の利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	前記 の利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	前記 の利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

ハ) 預金預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日を満期日とした預金

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	前記の利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	前記の利率×20%
D 1年6か月以上2年未満	前記の利率×30%
E 2年以上3年未満	前記の利率×40%
F 3年以上4年未満	前記の利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

二) 預金預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日を満期日とした預金

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	前記の利率×10%
C 1年以上2年未満	前記の利率×20%
D 2年以上3年未満	前記の利率×30%
E 3年以上4年未満	前記の利率×50%
F 4年以上5年未満	前記の利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

利息は預入日(または継続日)から満期日の前日までの日数について、次の預入日(または継続日)から満期日までの期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満

預入日(または継続日)における当行所定の「財形年金の期日指定定期1年以上2年未満」の利率(以下「2年未満利率」といいます。)

B 2年以上

預入日(または継続日)における当行所定の「財形年金の期日指定定期2年以上3年以下」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を第5条により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、元金とともに支払います。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5【預金の解約】

やむをえない事由により、財形年金を前記3による支払方法によらずに払出しする場合は、財形年金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

6【税額の追徴】

財形年金の利息については前記3(1)および3(2)によらない払出しの場合は、非課税の適用を受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり、遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡および重度障害の事由による場合を除きます。

7【退職時等の支払】

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、財形年金は、前記2および前記3にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日(以下「退職等の日」といいます。)の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記5と同様の手続をとってください。

(1) 5年スーパー定期型を指定した場合

退職等の日以後、満期日の到来する自由金利型定期預金(M型)はその継続を停止します。

(2) 期日指定定期型を指定した場合

退職等の日以後、満期日(預入日(継続した場合はその継続日)の3年後の応当日が、退職等の日の1年後の応当日の前日以降である預金については、退職等の日の1年後の応当日の前日を満期日とします。)における継続を停止します。

8【据置期間中の金利上昇による非課税限度超過の場合の取扱い】

財形年金の最終預入日以後に、財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利上昇によって、財形年金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9【最終預入日等の変更】

最終預入日または受取開始日、もしくは受取回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。ただし、受取開始日を繰り上げる際には、5年スーパー定期型の場合は変更後受取開始日の5年3か月前応当日までに、期日指定定期型の場合は変更後受取開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰り下げる際には、5年スーパー定期型の場合は変更前受取開始日の5年3か月前応当日までに、期日指定定期型の場合は変更前受取開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

10【受取開始日以後の受取回数の変更】

受取開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金受取額を増額するために受取回数を変更するときは、変更後の受取日の3か月前の応当日の前日までに当行所定の書面により当店へ申出てください。ただし、この受取回数の変更は1回に限ります。また、変更により総受取回数が21回未満となる場合は、変更することはできません。

11【転職等の取扱】

転職、転勤、出向により財形年金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続をすることにより、新たに取扱金融機関において引き続き預入れすることができます。

12【届出事項の変更、契約の証の再発行等】

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合の元利金の支払い、または契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約の証を再発行する場合には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

13【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

14【印鑑照合】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この財形年金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

16【契約の証の有効期限】

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

17【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) 財形年金は、各1口の定期預金が満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、財形年金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、契約の証に届出の印章により押印して直ちに当行に提出してください。ただし、財形年金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前記の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。前記による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は次の通りとします。

 - (a) 5年スーパー定期の利率は、満期日の前日までの期間は、預入日（または継続日）における当行所定の「財形年金の5年スーパー定期」の利率を適用し、6か月複利の方法により計算するものとし、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。
 - (b) 期日指定定期の利率は次の通りとし、満期日の前日までの期間については1年複利、満期日以後の期間については単利の方法により計算するものとします。
 - A 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合には、満期日の前日までの期間については預入日における2年未満利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率
 - B 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合には、満期日の前日までの期間については預入日における2年以上利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率
 - (c) 自由金利型定期預金（M型）の利率は、預入日から満期日までの期間については預入日における当行所定の自由金利型定期預金（M型）の利率、満期日以後の期間については計算実行時の当行の普通預金の利率とし、単利の方法により計算するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めが

あるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

18【通知等】

預金者が前記 12 の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法としします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所としします。

20【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとしします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以 上
(2020年4月1日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

当行が指定する預金等の取引は、次の から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の から までの一つにでも該当する場合には、当行は当該取引の開始をお断りするものとします。また、次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当該取引を解約することができるものとします。当該取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
お客さまが、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他、前記AからEに準ずる者

お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

この「反社会的勢力の排除に係る規定」は財産形成年金預金規定の対象取引に適用されます。